

河内厚生会介護福祉士実務者研修講座学則

〔目的〕

第1条 介護福祉士の資格修得を目ざす者が、高齢者化社会に対応した適切な介護サービスを提供する為、職務にあたる上での基本姿勢、基礎的な知識・技術等を研鑽し身に付ける事が出来る介護職員の養成を行い、広く福祉社会に貢献する事を目的とする。

〔事業者の名称・所在地〕

第2条 本研修は、次の事業者が実施する。
社会福祉法人河内厚生会 理事長 秋山 義継
〒300-1331 茨城県稲敷郡河内町生板 8907 電話：0297-84-0311 FAX:0297-84-0313

〔研修事業の名称・実施場所〕

第3条 研修事業の名称は、河内厚生会 介護福祉士実務者研修講座とし、実施場所は介護老人保健施設もえぎ野（茨城県北相馬郡利根町もえぎ野台 1-1-8）とする。

〔研修実施過程〕

第4条 研修は、通信課程を主体とし、一部面接授業、演習を含むものとする。

〔研修期間〕

第5条 研修期間は、毎年4月～10月・6月～12月までとし開講日から6ヶ月間とする。ただし、12月30日～翌年1月3日は休業とする。

〔研修定員・学級数〕

第6条 定員は、各学級20名以内とし毎年度2学級までとする。

〔受講手続〕

第7条 受講手続は次のとおりとする。

- 一 当講座は、所持する資格により以下のいずれかのコースを選択し申し込みを行う。
 - ① 50時間コース
介護職員基礎研修修了証書の写しを研修申込み時に提出すること。
 - ② 95時間コース
訪問介護員1級課程修了証書の写しを研修申込み時に提出すること。
 - ③ 320時間コース
訪問介護員2級課程修了証書の写し、又は、介護職員初任者研修修了証書の写しを研修申込み時に提出すること。
 - ④ 420時間コース
訪問介護員3級課程修了証書の写しを申込み時に提出すること。
 - ⑤ 450時間コース
介護職員に関する資格のいずれも修了していない者（無資格者）。
- 二 受講申し込みは、当講座指定の申し込み用紙に必要事項を記載の上、期日までに持参するか、FAXで申し込む。ただし、定員20名に達した時点で申し込み受け付けは終了する。
- 三 申し込み後、書類審査の上、受講者の決定を行う。受講が決定した者に対して通知書を発送する。
- 四 受講通知書を受け取った受講者は、開講式当日までに受講料を納入する。
- 五 受講料の納入を確認し、開講式において本人確認をした後教材を渡す。ただし、受講生は受講料納入後8日以内に書面による告知にて申込解除、クーリングオフができる。

〔受講生の募集と選抜方法〕

- 第8条 受講生の募集及び選抜方法は、以下に該当する者とする。
- 一 受講生の募集方法は、社会福祉法人河内厚生会ホームページ掲載及び近隣社会福祉協議会等関係機関への募集案内の設置によって公募するものとする。
 - 二 選抜方法は募集受付順にて20名とし、以下のいずれにも該当する者であること。
 - ① 面接授業、演習に通学可能な者
 - ② 修学に支障のない心身共に健康である者
 - ③ 介護職員として従事する予定、従事する事を希望する者又は、従事している者であって、幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得を目指す者

〔受講料〕

第9条 受講料は、下記の通りとする。

- ① 50時間コース（介護職員基礎研修修了者）
受講料・テキスト代別 50,000円
- ② 95時間コース（訪問介護員1級課程修了者）

- 受講料・テキスト代別 60,000円
- ③ 320時間コース（訪問介護員2級課程修了者・介護職員初任者研修修了者）
 受講料・テキスト代別 80,000円
- ④ 420時間コース（訪問介護員3級課程修了者）
 受講料・テキスト代別 130,000円
- ⑤ 450時間コース（無資格者）
 受講料・テキスト代別 130,000円

〔研修カリキュラム〕

第10条 研修を修了する為に、履修しなければならないカリキュラムは下記の通りとし、通信課題、面接授業、演習により行う。

科目：人間の尊厳と自立（5時間）

〔教育に含むべき事項〕

- ① 人間の多面的な理解と尊厳
- ② 自立の支援
- ③ 人権と尊厳

〔到達目標〕

○尊厳の保持、自立・自律の支援、ノーマライゼーション、利用者のプライバシーの保護、権利擁護等、介護の基本的な理念を理解している。

科目：社会の理解Ⅰ（5時間）

〔教育に含むべき事項〕

- ① 介護保険制度創設の背景と目的
- ② 介護保険制度の基礎的理解
- ③ 介護保険制度における専門家の役割

〔到達目標〕

○介護保険制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。

科目：社会の理解Ⅱ（30時間）

〔教育に含むべき事項〕

- ① 社会と生活のしくみ
- ② 地域共生社会の実現に向けた制度や施策
- ③ 社会保障制度
- ④ 障害者総合支援制度
- ⑤ 介護実践に関連する諸制度

〔到達目標〕

○家族、地域、社会との関連から生活と福祉をとらえることができる。
 ○地域共生社会の考え方と地域包括ケアのしくみについて基本的な知識を修得している。
 ○社会保障制度の発達、体系、財源等についての基本的な知識を修得している。
 ○障害者総合支援法の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。
 ○成年後見制度、生活保護制度、保健医療サービス等、介護実践に関連する制度の概要を理解している。

科目：介護の基本Ⅰ（10時間）

〔教育に含むべき事項〕

- ① 介護福祉士の役割と機能
- ② 尊厳の保持、自立に向けた介護の考え方と展開
- ③ 介護福祉士の倫理

〔到達目標〕

○介護福祉士制度の沿革、法的な定義・業務範囲・義務等を理解している。
 ○介護福祉士の法的な定義や義務を踏まえ、介護予防や看取り、災害時等における介護福祉士の役割を理解している。
 ○個別ケア、ICF（国際生活機能分類）、リハビリテーション等の考え方を踏まえ、尊厳の保持、自立に向けた介護を展開するプロセス等を理解している。
 ○介護福祉士の職業倫理、身体拘束禁止・虐待防止に関する法制度等を理解し、倫理を遵守している。

科目：介護の基本Ⅱ（20時間）

〔教育に含むべき事項〕

- ① 介護を必要とする人の生活の理解と支援
- ② 介護実践における連携
- ③ 介護における安全の確保とリスクマネジメント
- ④ 介護従事者の安全

〔到達目標〕

○介護を必要とする高齢者や障害者等の生活を理解し、ニーズや支援の課題を把握することができる。
 ○チームアプローチに関わる職種や関係機関の役割、連携方法に関する知識を修得している。
 ○リスクの分析と事故防止、感染管理等、介護における安全確保に関する知識を修得している。

○介護従事者の心身の健康管理や労働安全対策に関する知識を修得している。

科目：コミュニケーション技術（20時間）

[教育に含むべき事項]

- ① 介護におけるコミュニケーション
- ② 介護におけるコミュニケーション技術
- ③ 介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション
- ④ 介護におけるチームマネジメントとコミュニケーション

[到達目標]

- 本人・家族との支援関係を構築し、意思決定を支援することができる。
- 利用者の感覚・運動・認知等の機能に応じたコミュニケーションの技法を選択し活用できる。
- チームマネジメント（組織の運営管理、人材管理、リーダーシップ、フォロワーシップ等）

に関する知識を理解し、活用できる。

- 状況や目的に応じた記録、報告、会議等での情報の共有化ができる。

科目：生活支援技術Ⅰ（20時間）

[教育に含むべき事項]

- ① 生活支援とICF
- ② 居住環境の整理と福祉用具の活用
- ③ 移動・移乗の生活支援技術の基本
- ④ 食事の生活支援技術の基本
- ⑤ 入浴・清潔保持の生活支援技術の基本
- ⑥ 排泄の生活支援技術の基本
- ⑦ 着脱、整容、口腔清潔の生活支援技術の基本
- ⑧ 家事援助の基本

[到達目標]

- 生活支援におけるICFの意義と枠組みを理解している。
- ボディメカニクスを活用した介護の原則を理解し、実施できる。
- 自立に向けた生活支援技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等）を修得している。
- 居住環境の整備、福祉用具の活用等により、利用者の環境を整備する視点・留意点を理解している。

科目：生活支援技術Ⅱ（30時間）

[教育に含むべき事項]

- ① 環境整備と福祉用具等の活用
- ② 移動・移乗の生活支援技術
- ③ 食事の生活支援技術
- ④ 入浴・清潔保持の生活支援技術
- ⑤ 排泄の生活支援技術
- ⑥ 着脱、整容、口腔清潔の生活支援技術
- ⑦ 休息、睡眠の生活支援技術
- ⑧ 人生の最終段階における介護の生活支援技術

[到達目標]

- 「環境整備」「移動・移乗」「食事」「入浴・清潔保持」「排泄」「着脱、整容、口腔清潔」「休息・睡眠」「人生の最終段階における介護」「福祉用具等の活用」のそれぞれについて、利用者の心身の状態に合わせた介護、自立に向けた生活支援技術を理解し、行うことができる。

科目：介護過程Ⅰ（20時間）

[教育に含むべき事項]

- ① 介護過程の意義と目的
- ② 介護過程の展開
- ③ 介護過程とチームアプローチ

[到達目標]

- 介護過程の目的、意義、展開等を理解している。
- 介護過程を踏まえ、目標に沿って計画的に介護を行う。
- チームで介護過程を展開するための情報共有の方法、他の職種の役割を理解している。

科目：介護過程Ⅱ（25時間）

[教育に含むべき事項]

- ① 介護職による介護過程の進め方
- ② 介護過程の実践的展開
- ③ 施設で暮らす高齢者の介護過程
- ④ 在宅で暮らす高齢者の介護過程

演習課題

[到達目標]

- 情報収集、アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直しを行うことができる。

科目：介護過程Ⅲ（面接授業）（45時間）

[教育に含むべき事項]

利用者の特定に応じた介護過程の実践的展開

- ① 片麻痺のある高齢者の夢の実現に向けた支援
- ② 在宅で終末期を迎える高齢者と家族の生活支援
- ③ 都会に住む一人暮らしの高齢者の生活支援
- ④ 介護老人保健施設で生活する利用者への支援

[到達目標]

○実務者研修課程で学んだ知識・技術を確実に修得し、活用できる。

○知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じて介護過程を展開し、系統的な介護（アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直し等）を提供出来る。

○介護計画を踏まえ、安全確保・事故防止、家族との連携・支援、他職種、他機関との連携を行うことが出来る。

○知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じた介護を行うことが出来る。

科目：こころとからだのしくみⅠ（20時間）

[教育に含むべき事項]

- ① 移動・移乗に関連するからだのしくみ
- ② 食事に関連するからだのしくみ
- ③ 入浴・清潔保持に関連するからだのしくみ
- ④ 排泄に関連するからだのしくみ
- ⑤ 着脱、整容、口腔清潔に関連するからだのしくみ
- ⑥ 休息・睡眠に関連するからだのしくみ

[到達目標]

○介護に関係した身体の構造や機能に関する基本的な知識を修得している。

に関連するからだのしくみ

科目：こころとからだのしくみⅡ（60時間）

[教育に含むべき事項]

- ① 人間の心理
- ② 人体の構造と機能
- ③ 移動・移乗における観察のポイント
- ④ 食事における観察のポイント
- ⑤ 入浴・清潔保持における観察のポイント
- ⑥ 排泄における観察のポイント
- ⑦ 着脱、整容、口腔清潔における観察のポイント
- ⑧ 休息・睡眠における観察のポイント
- ⑨ 人生の最終段階における観察のポイント

[到達目標]

○人間の基本的欲求、学習・記憶等に関する基礎的知識を修得している。

○生命の維持・恒常、人体の部位、骨格・関節・筋肉・神経、ボディメカニクス等、人体の構造と機能についての基本的な知識を修得している。

○身体の仕組み、心理・認知機能等についての知識を活用し、観察・アセスメント、介護、関連する職種との連携が行える。

科目：発達と老化の理解Ⅰ（10時間）

[教育に含むべき事項]

- ① こころの変化と日常生活への影響
- ② からだの変化と日常生活への影響

[到達目標]

○老化に伴う心理的な変化の特徴と日常生活への影響を理解している。

○老化に伴う身体的機能の変化の特徴と日常生活への影響を理解している。

科目：発達と老化の理解Ⅱ（20時間）

[教育に含むべき事項]

- ① 人間の成長・発達
- ② 老年期の発達・成熟と心理
- ③ 高齢者に多くみられる症状・疾病等

[到達目標]

○ライフサイクル各期の発達の定義、発達段階、発達課題について理解している。

○老年期の発達課題、心理的な課題（老化、役割の変化、障害、喪失、経済的不安、うつ等）と支援の留意点について理解している。

○高齢者に多い症状・疾病等と支援の留意点について理解している。

科目：認知症の理解Ⅰ（10時間）

[教育に含むべき事項]

- ① 認知症ケアの理念と視点
- ② 認知症による生活障害、心理・行動の特徴
- ③ 認知症の人や家族へのかかわり・支援の基本

[到達目標]

○認知症ケアの取組の経過を踏まえ、今日的な認知症ケアの理念を理解している。

○認知症による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。

○認知症の人やその家族に対する関わり方の基本を理解している。

科目：認知症の理解Ⅱ（20時間）

[教育に含むべき事項]

- ① 医学的側面からみた認知症の理解
- ② 認知症の人への支援の実際

[到達目標]

- 代表的な認知症（若年性認知症を含む）の原因疾患、症状、障害、認知症の進行による変化、検査や治療等についての医学的知識を理解している。
- 認知症の人の生活歴、疾患、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、本人主体の理念に基づいた支援ができる。
- 地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。

科目：障害の理解Ⅰ（10時間）

[教育に含むべき事項]

- ① 障害者福祉の理念
- ② 障害による生活障害、心理・行動の特徴
- ③ 障害児・者や家族へのかかわり・支援の基本

[到達目標]

- 障害の概念の変遷や障害者福祉の歴史を踏まえ、今日的な障害者福祉の理念を理解している。
- 障害（身体・知的・精神・発達障害・難病等）による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。
- 障害児者やその家族に対する関わり方・支援の基本を理解している。

科目：障害の理解Ⅱ（20時間）

[教育に含むべき事項]

- ① 医学的側面からみた障害の理解
- ② 障害の特性に応じた支援の実際

[到達目標]

- 様々な障害の種類・原因・特性、障害に伴う機能の変化等についての医学的知識を修得している。
- 障害児・者の障害、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。
- 地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。

科目：医療的ケア（50時間以上）

[教育に含むべき事項]

- ① 医療的ケア実施の基礎
- ② 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順）
- ③ 経管栄養（基礎的知識・実施手順）
- ④ 演習（喀痰吸引の手引き、経管栄養実施の手引き、救急蘇生の手引き）

[到達目標]

- 喀痰吸引のケアの流れ（準備から実施、報告・記録まで）について、評価票に基づき、口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部をそれぞれ5回以上行い、評価を得る。
- 経管栄養のケア実施の流れ（準備から実施、報告・記録まで）について、評価票に基づき、胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養、鼻腔経管栄養をそれぞれ5回以上行い、評価を得る。
- 救急蘇生法について、心肺蘇生の流れを1回以上行う。

[免除科目]

第11条 免除科目は、平成23年11月4日社援基発1104第1号（最終改正平成24年5月24日社援基発0524第2号）、『実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について』に基づき、免除科目は、同通知別添1「届出の必要がない研修にかかる修了認定科目について」の通りとする。

[学習評価及び認定方法]

第12条 修了認定は以下の通りとする。

- 一 科目ごとに行う通信課題を期日に提出し、各科目1回以上の添削を行い、採点の結果、7割以上の得点である事、又、講義・演習授業は全日程出席する事。ただし、医療的ケアについては、演習において所定の評価票に基づき評価基準を満たした上で演習を修了したものと認める。
- 二 各課程修了後の試験の結果、A（90点以上）・B（80～89点）・C（70～79点）のいずれかの評価を得る事。D（70点未満）評価の者については別途補講を設け再度試験を実施する。
- 三 同条一、二の結果を経て、学校長が修了認定を行う。

[補講の取扱]

第13条 やむを得ない事情があると認められる者については、補講を実施する。

[罰則及び退学]

第14条 次の各号の1つにでも該当する者は受講資格を取り消す事が出来る。

- 一 受講意欲が著しく欠けており、修了の見込みがなく、本学則の目的に添わないと当法人が認める者。

- 二 当講座の秩序を乱し、受講生としての本分に反した者。
- 三 当法人の定める受講料支払規定に反する者。
- 四 同条、各号により受講資格の取消になった場合に於いても、第9条に定める受講料の返金を行わない。

〔休学及び復学〕

第15条 病気、事故等のやむを得ない事情により休学した場合には、次々回講座までの復学を認めるものとする。

〔修了証書の交付及び発行〕

第16条 第12条により修了を認定された者は、当法人に於いて修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。又、修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申出により再発行を行う事が出来る。

〔修了者の管理〕

第17条 第12条の定めにより、研修を修了した事を認定され、第15条により修了証明書の授与を受けた者について、当法人が、修了者台帳を作成し、修了番号、修了年月日、氏名、生年月日、住所等を記載して管理する。

〔修了者への医療的ケアの実地研修〕

第18条 第12条の定めにより、基本研修を修了した者に対して可能な限り実地研修を行うよう配慮する。実地研修の実施が困難な場合には、可能な限り医療的ケアを実施している介護現場の見学を行うよう、特段の配慮をする。

〔個人情報の保護〕

第19条 運営上知り得た受講者に係る個人情報は適切に取扱い、その秘密保持については十分に注意を図る。

〔教職員の組織〕

第20条 本講座を実施する教職員は以下のとおりとする。
学校長1名、専任教員5名以上、事務職員1名以上とする。

〔その他〕

第21条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。
平成30年4月1日－変更（第5条、第6条）
平成31年1月1日－変更（第9条）
令和3年4月1日－変更（第9条）
令和4年4月1日－変更（第2条、第10条）